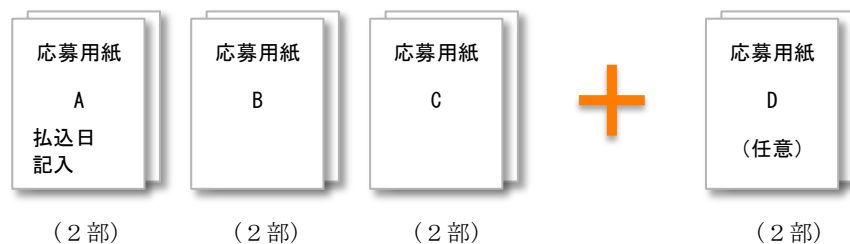


一次審査応募の要領

書類の提出

- **作品の内容** 本人（18歳以上）の**未発表**の発明考案に限ります。
過去にコンクール等に応募、又は既に商品化されたものは応募不可。
特許庁への本人の出願が公開されても応募の妨げにはなりません。
- **提出書類** まずは書類でご応募下さい。（試作品は**一次審査を通過した場合のみ提出**下さい。）
- **提出期限** 裏表紙に記載
- **出品料** 裏表紙に記載

- ①応募用紙 A・B・C・D（各2部・コピー可）
- ②応募用紙Aの下段に出品料払込日を記入してください。
- ③応募用紙D（**補足説明書**）の提出は任意



- **一次審査結果** 結果は11月半ばごろまでには郵送にて通知します。
- **先行技術調査**
 1. 外部に委託して調査します。
一次審査通過した場合、調査料(裏表紙に記載)は必ずお支払い頂きます。
 2. 先行技術調査の免除について …
特許登録済又は実用新案評価内容が「6」である場合のみ省略できます。（作品の主たるアイデアが請求項に示される範囲であること）

注 意

- 冊子全ページを熟読の上ご応募下さい。
- 類似商品やアイデアの公開がないかどうか、インターネットなどでお調べいただいた上でのご応募をお勧めいたします。
- 提出する出品書類（2部）とは別に、同じものをコピーして自宅でも保管ください。
- 応募用紙Dは自由に使用できますが、重ね張りや立体表現は不可、枚数は1枚までです。
- 審査の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。
- 特許・意匠の出願等作品の権利保護は応募者の責任で対策をお願いします。
- 特に展示(予定)作品については、展示開始の1ヶ月前以降、マスコミなどの取材依頼に応じることがあります。時間の都合上個々のご連絡は差し上げられませんので、予めご了承の上、出願などの対策はそれまでに済ませてください。